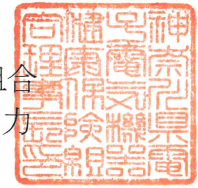


4神電健第108号
令和4年2月28日

事業主様

神奈川県電子電気機器健康保険組合
理事長 藤田 力



令和4年度健康保険事業の概要について（お知らせ）

平素より、健康保険事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年2月17日に開催された第112回組合会において、令和4年度事業計画及び収入支出予算が議決されましたので、事業の概要についてお知らせいたします。

記

1. 令和4年度事業概要

令和3年度においては、加入事業所のご尽力のもと、被保険者数・標準報酬月額・年間賞与が回復傾向にあるものの、厳しい経済環境と雇用情勢の見通しに加え、医療費負担と高齢者医療制度にともなう支援金等の負担が重く、令和4年度予算においても総予算の90.1%、健康保険料収入の92.4%を保険給付費（医療費）と高齢者医療制度による支援金等で占める予算となりました。

そのような中で積立金の現状及び今後の財政運営見通しから、保険料負担については、令和4年度も前年度と同率での運営をおこなうこととされました。

引き続き厳しい財政運営で令和4年度事業を実施することになりますが、効率的事業運営に努めてまいりますので、事業主様、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 健康保険料および介護保険料の料率について（変更無し）

（1）健康保険料率 : 92.00/1,000

【保険料率の内訳】

	保険料率	保険料の用途
① 基本保険料率	51.79/1,000	健康保険の給付や保健事業の実施に充てるための保険料
② 特定保険料率	38.91/1,000	高齢者医療制度への納付金や支援金に充てるための保険料
③ 調整保険料率	1.30/1,000	全国健康保険組合が共同で行っている交付金事業の財源に充てられるため、各健康保険組合が拠出する保険料

（2）介護保険料率 : 19.00/1,000

3. 任意継続被保険者にかかる標準報酬月額上限について（変更なし）

任意継続被保険者につきましては、健康保険法第47条第1項第2号による標準報酬月額上限（38万円）の改定はございません。

4. 保健事業について

（1）特定健康診査・特定保健指導事業について

補助額等に変更ございません。

被扶養者の方への特定健康診査受診券の送付は4月中旬を予定しています。

（2）疾病予防事業について（改正あり）

① 健康診断・インフルエンザ予防接種等の補助額に変更はございません。

② 婦人健康診査の補助限度額の見直し（令和4年4月1日施行）

・乳がん検査～補助限度額を5,000円に引き上げ（現行2,500円）

・子宮がん検査～補助限度額を5,000円に引き上げ（現行2,500円）

③ 補助金付家庭用常備薬あっせんの補助額の見直し

・補助額を3,000円に引き上げ（現行2,000円）

実施時期につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

（3）人間ドック契約健診機関について

令和3年度に契約をおこなっていた健診機関については、引き続き契約をおこなうこととしております。契約金額等は現在調整中のため、詳細が確定次第お知らせいたします。

（4）体育奨励事業

契約施設等についての補助額は、契約施設の基本料金等の変更が予定されていますので、3月下旬に利用券送付の際、利用料金等をお知らせいたします。

ヘルシーウォーキング大会は令和4年度も実施する予定としております。

（5）ジェネリック医薬品負担軽減額通知の実施について

生活習慣病等により服薬をされている方に、ジェネリック医薬品を利用した場合の負担額軽減される金額、薬剤名等をご本人様にお知らせいたします。

5. その他

各種制度の詳細につきましては、3月下旬にお知らせする予定です。

また、当組合ホームページでもご案内いたします。（令和4年4月1日以降、ホームページは順次更新を予定）